

公募型プロポーザル方式 対象案件に関する質問・回答

工事名	令和5年度 交付金(総流防)情報基盤整備事業 土砂災害リスク情報利活用検討業務
箇所名	県内一円
掲示日	令和5年7月7日
回答者	長野県建設部砂防課

NO	質問事項	回答
1	<p>「2 技術提案書の提出者に必要とされる要件」「(12)当該業務の実施体制」「ア配置予定管理技術者は、技術士建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有していること。」とありますが、「4 技術提案書の作成・提出に係る事項」「(7)技術提案書を特定するための評価基準」「管理技術者(12点)」「資格」「当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか①技術士総合技術監理部門(建設-河川、砂防及び海岸・海洋)」とあります。</p> <p>総合技術監理部門を、建設部門より有利に評価するということでしょうか。</p> <p>またその場合、何点有利に評価するのでしょうか。</p>	<p>評価基準は掲示文に記載のとおりです。</p> <p>評価内容に係わる部分は、お答えできません。</p>
2	<p>「4 技術提案書の作成・提出に係る事項」「(7)技術提案書を特定するための評価基準」「管理技術者(12点)」「同種業務実績」「当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか管理技術者として従事した実績」とあります。</p> <p>ここで実績として評価されるのは、管理技術者として従事した実績のみということでしょうか。</p> <p>もし照査技術者、担当技術者として従事した実績も認められる場合、管理技術者として従事した実績を何点有利に評価するのでしょうか。</p> <p>また実績が多数とありますが、1件、2件、3件、それ以上など、評価に当たり件数をどのように点数化するのでしょうか。</p>	<p>評価基準は掲示文に記載のとおりです。</p> <p>評価内容に係わる部分は、お答えできません。</p>
3	<p>「2 技術提案書の提出者に必要とされる要件」「(12)当該業務の実施体制」「イ配置予定照査技術者(管理技術者と兼務不可)は、技術士建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)の資格を有していること。」とありますが、「4 技術提案書の作成・提出に係る事項」「(7)技術提案書を特定するための評価基準」「照査技術者(6点)」「資格」「当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか①技術士総合技術監理部門(建設-河川、砂防及び海岸・海洋)」とあります。</p> <p>総合技術監理部門を、建設部門より有利に評価するということでしょうか。</p> <p>またその場合、何点有利に評価するのでしょうか。</p>	<p>評価基準は掲示文に記載のとおりです。</p> <p>評価内容に係わる部分は、お答えできません。</p>
4	<p>「4 技術提案書の作成・提出に係る事項」「(7)技術提案書を特定するための評価基準」「照査技術者(6点)」「同種業務実績」「当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか管理技術者、照査技術者のいずれかとして従事した実績」とあります。</p> <p>実績が多数とありますが、1件、2件、3件、それ以上など、評価に当たり件数をどのように点数化するのでしょうか。</p>	<p>評価内容に係わるため、お答えできません。</p>
5	<p>「4 技術提案書の作成・提出に係る事項」「(7)技術提案書を特定するための評価基準」「担当技術者(7点)」「同種業務実績」「当該業務の内容に近い業務の実績が多数あるか管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかとして従事した実績」とあります。</p> <p>実績が多数とありますが、1件、2件、3件、それ以上など、評価に当たり件数をどのように点数化するのでしょうか。</p>	<p>評価内容に係わるため、お答えできません。</p>